

～貴重な一票です。忘れずに投票しましょう～ 衆議院議員総選挙・ 最高裁判所裁判官国民審査

▷投票日＝10月31日(日)
▷投票時間＝午前7時～午後7時

衆議院が解散したことに伴い、第49回衆議院議員総選挙が10月31日に実施されます(10月19日公示)。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

これからの国政の方向を決める大切な選挙です。候補者や政党などの政見を確かめ、よく考えて、棄権せずに投票しましょう。

※本市の小選挙区の区割りは、第2選挙区となります。

■投票できる人

日本国民で、次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件＝平成15年11月1日以前に生まれた人
- ・住所要件＝市内に引き続き3カ月以上居住し、令和3年7月18日以前から住民基本台帳に登録されている人

※市内転居をした人は：
令和3年10月9日以降に市内転居をした人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

※他の市町村から大船渡市に転入した人は：
令和3年7月19日以降には、かの市町村から転入した人は、旧住所地に選挙権がありますので、次のいずれかの方法で投票してください。

- ①投票日当日に、旧住所地の投票所に向いて投票する。
- ②投票日前に、旧住所地の期日前投票所で期日前投票をする。



③不在者投票の手続きをして、大船渡市で不在者投票をする。

※就学のため市外に居住している学生の投票は：

投票できる人が記載される「選挙人名簿」に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3カ月以上その市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ実際に居住している必要があります。

大船渡市に住民登録したまま就学のため市外に居住している学生は、大船渡市の選挙人名簿に登録されたままとなつていないので入場券が届きません。しかし、実際に居住していないため、市の選挙人名簿に登録されるべきでなかった人と判断され、投票することができませんので、ご注意ください。

投票する資格を得るためには、実際に居住している就学地の市区町村に転入の届け出を行うことが必要で、届け出をした日から3カ月以上経過すると、その市区町村の選挙人名簿に登録され、投票できるようになります。

■投票時間・投票所

投票時間は、市内全投票所とも午前7時から午後7時までです。

投票所は、投票所一覧表のとおり市内40カ所に設置します。

有権者の皆さんの投票所は、10月20日(水)頃、世帯ごとに郵送する入場券に記載いたしますので、ご確認ください。入場券が届かない場合や投票所の場所が分からない場合は、お問い合わせください。

■入場券を忘れずに

投票の際は、入場券を持参し、投票所の受付係に提出してください。入場券を忘れたら、紛失したりした場合は、受付係にその旨を話して、再発行の手続きをしてください。

■投票の方法

- ①はじめに衆議院小選挙区選出議員選挙を行います。
- ②次に衆議院比例代表選出議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査を行います。

・比例代表選出議員選挙の投票用紙(ピンク色)に政党などの名称を記入して投票します。

・最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(うぐいす色)に辞めさせたいと思う裁判官には、氏名の上の欄に「X」印を記入してください。辞めさせなくてもよいと思う裁判官には、何も記入しないでください。

■代理投票と点字投票

自分で投票用紙に書くことができない人は、代理記載による「代理投票」ができます。また、目の不自由な人は、「点字投票」ができます。代理投票・点字投票を希望する人は、投票補助者が投票のお手伝いをしますので、投票所の係員に申し出てください。

いづれも、投票の秘密は固く守られますので、安心してこの制度をご利用ください。また、投票の際に介助が必要な人も、投票のお手伝いをしますので、遠慮なく投票所の係員に申し出てください。

■期日前投票

投票日に、仕事や他の用事

【期日前投票の投票所・投票時間】

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	10月20日(水)～10月30日(土)	午前8時30分～午後8時
市役所三陸支所	10月25日(月)～10月30日(土)	午前8時30分～午後5時15分
綾里地域振興出張所		
吉浜地域振興出張所		

※不在者投票の投票所は、市役所本庁1カ所のみとなります。

のため外出して投票所に行けない人は、期日前投票ができます。 ※10月20日(水)以降、18歳と

■不在者投票

次の場合は、不在者投票(投票用紙を封筒に入れ、署名し投票する方法)となりま

- ・なる人は、誕生日の前日から期日前投票ができます。
- ・投票期間＝10月20日(水)～30日(土)
- ・投票できる区域＝市内全域

【郵便などによる不在者投票ができる人】

(身体障害者手帳の場合)

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

○印のついている部分が該当

①出稼ぎ先、出張先などで不在者投票する場合

市選挙管理委員会に投票用紙などの書類を請求し、郵送された投票用紙などを持参の上、最寄りの市町村の選挙管理委員会に向いて投票します。

②病院などの不在者投票施設で投票する場合

不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、施設内で不在者

投票ができますので、入院している病院などに確認してください。

③郵便で不在者投票する場合

身体に重度の障がいがあり投票所に行けない人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便による不在者投票ができます。

対象となる人は、次のいずれかに当てはまる人です。

- ・身体障害者手帳または戦傷病者手帳が交付されている人で、一定の基準に当てはまる人
- ・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

また、「郵便等投票証明書」の交付を受けている人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人、または戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいの程度が重いとなっている人は、代理記載による郵便での不在者投票ができます。 ※郵便などで不在者投票をする場合は、市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を添えて「郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書」を

請求してください。

※請求期限は、投票日の4日前【10月27日(水)】です。告示日前でも請求できますので、早めに手続きしてください。

■開票

開票は10月31日(日)の午後8時15分から、大船渡市民体育館で行います。参観人の入場制限はありませんが、会場内では係員の指示に従って参観してください。入場は午後7時30分から同会場で受け付けます。

▽問い合わせ先
選挙管理委員会事務局
(☎内線168)

投票所・開票所での 新型コロナウイルス 感染症対策のお願い

投票所・開票所にお越しの際は、マスクの着用および手指の消毒にご協力をお願いします。

